

初 版

被災者生活再建の手引き

～平成23年台風12号からの生活再建のために～

平成23年台風12号被災者の方へ

この手引きは、平成23年台風12号により三重県内で被災された方に、できるだけ早く生活再建をしていただくための参考として作成いたしました。

三 重 県

この手引きは、平成23年10月25日現在の情報を掲載しています。

目 次

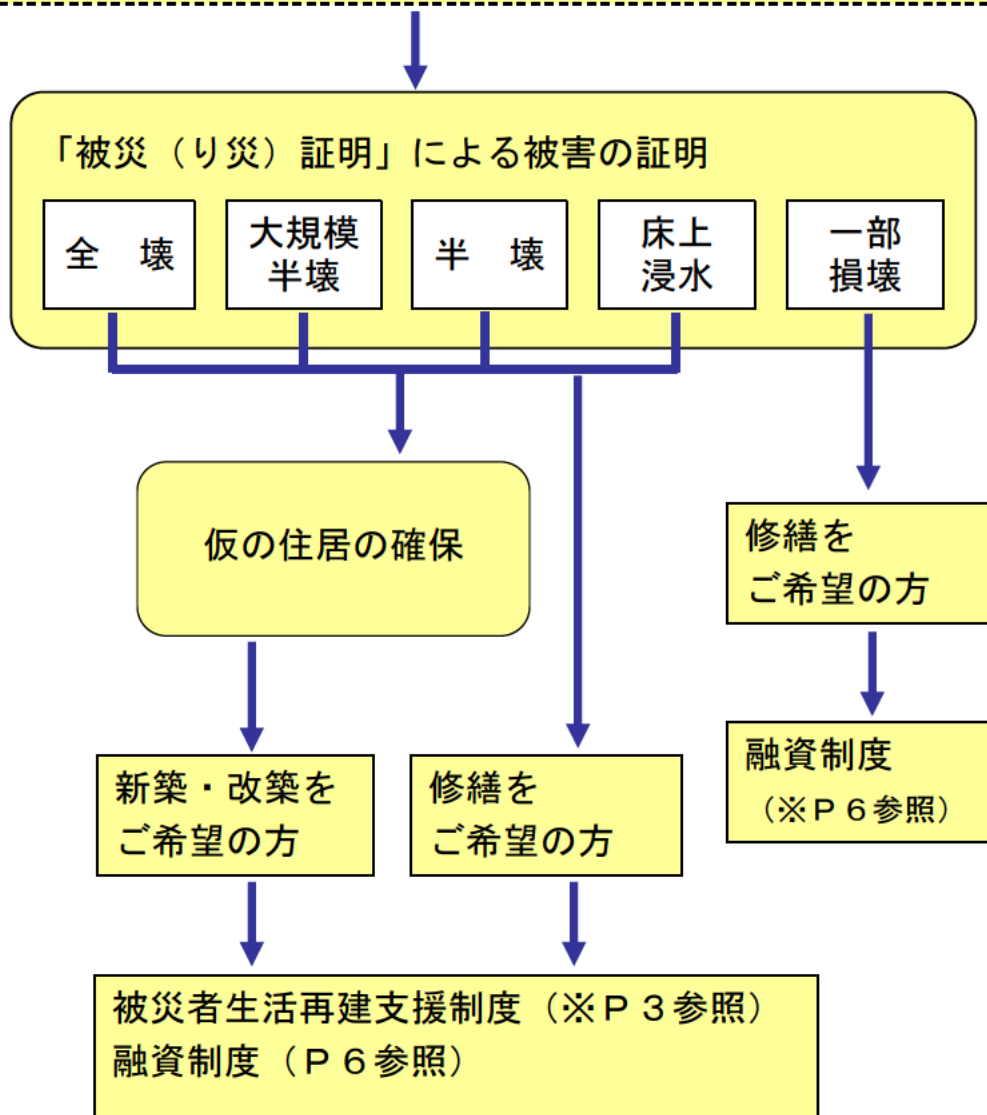
住宅の確保に向けて	1
その他住宅復興に関する支援措置	6
資金融資	7
各種手数料の減免措置	
各種免許証等の再発行手数料の減免	1 6
被災者の営業再開等に係る許可等手数料の減免	2 1
被災した建築物の復旧等に係る手数料の減免	2 3
県立学校等の入学料等の減免	2 4
その他手数料の減免	2 6
県税の減免措置	2 7
その他特例措置	2 8

住宅の確保に向けて

◎ご自宅の再建をお考えいただくためのフロー図

ご自宅が被災された方は、「被災（り災）証明」（※P 2 参照）の交付申請をご検討願います。

※「被災（り災）証明」は、市町の「住家の被害認定調査」（応急危険度判定ではありません）に基づき交付されます。



* 被災者生活再建支援制度や融資制度の利用にあたっては、被災の状況等により要件が異なりますので、本誌該当ページでご確認ください。

「被災（り災）証明」と「住家の被害認定調査」について

「被災（り災）証明」とは、市町が実施する「住家の被害認定調査」に基づき、地震や水害、火災などで災害を受けたことを証明するものです。

税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資（住宅金融支援機構、商工融資等）の支援、保険等の支払いを受けるために必要な証明となり、建物の被害の程度（「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「床上浸水」、「一部損壊」など）を証明するものです。

なお、「住家の被害認定調査」が行われる前に被災された建築物の取り壊しや応急修理等をおこなう場合は、あらかじめ市町役場にお知らせいただくとともに、被害状況の写真を撮っておいていただくことをお願いします。

住宅等に関する資金の助成

ご自宅に大きな被害を受けた方を対象に、住宅の被害程度や再建方法に応じて、支援します。原則として、市町役場が発行する被災（り災）証明が、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「床上浸水」の方が、ご利用できます。

1 被災者生活再建支援制度

(1) 被災者生活再建支援法（国の制度）*

①基礎支援金

住宅の被害程度に応じて支給する支援金

ア 対象世帯 … ご自宅が全壊等または大規模半壊した世帯

イ 支給額 … P4【表】「国の制度」に掲げる「基礎支援金」を定額で支給

i 全壊世帯：支給額(単数)75万円・(複数)100万円

ii 大規模半壊世帯：支給額(単数)37.5万円・(複数)50万円

②加算支援金

住宅の再建方法に応じて支給する支援金

ア 対象世帯 … ご自宅が全壊等または大規模半壊した世帯

イ 支給額 … ご自宅の再建方法に応じ、P4【表】「国の制度」に掲げる「加算支援金」を定額で支給

i ご自宅を建設又は購入した場合：支給額(単数)150万円・(複数)200万円

ii ご自宅を補修した場合：支給額(単数)75万円・(複数)100万円

iii ご自宅を賃借した場合：支給額(単数)37.5万円・(複数)50万円

* 被災者生活再建支援法は平成23年9月2日に熊野市、紀宝町に適用されています。

(2) 三重県被災者生活再建支援事業

ア 対象世帯 … ご自宅が全壊等、大規模半壊、半壊又は床上浸水した世帯

イ 支給額 … P4【表】「県の制度」の支援額を上限として、県が市町に補助するものです。

被害を受けられた方につきましては、各市町の制度によって、支援額を支給しますので、詳細については、お住まいの市町役場にお問い合わせ下さい。

※ 被災者生活再建支援法（国制度）の適用となる部分については、本事業は適用されません。

被災者生活再建支援制度（平成 23 年 10 月 25 日現在）

【表】支援額一覧表（注 1）

（単位：万円）

被害状況・世帯構成		(1) 被災者生活再建支援制度 (注 2)									
		国の制度				県の制度					
世帯構成	基礎支援金 (注 4)	加算支援金 (注 5)		計	基礎支援金 (注 4)	加算支援金 (注 5)		計			
		建設・購入				建設・購入					
全壊 (注 3)	複数	100	建設・購入	200	300	100	建設・購入	200	300		
			補修	100			200	補修		100	200
			賃借	50			150	賃貸		50	150
	単身	75	建設・購入	150	225	75	建設・購入	150	225		
			補修	75			150	補修		75	150
			賃借	37.5			112.5	賃貸		37.5	112.5
大規模 半壊	複数	50	建設・購入	200	250	50	建設・購入	200	250		
			補修	100			150	補修		100	150
			賃借	50			100	賃貸		50	100
	単身	37.5	建設・購入	150	187.5	37.5	建設・購入	150	187.5		
			補修	75			112.5	補修		75	112.5
			賃借	37.5			75	賃貸		37.5	75
半壊	複数	-	-	-	-	35	-	-	35		
	単身	-	-	-	-	26.25	-	-	26.25		
床上 浸水	複数	-	-	-	-	25	-	-	25		
	単身	-	-	-	-	18.75	-	-	18.75		

(注1) この表は、県が市町に補助する際の上限額です。実際の支給については、市町となりますので、詳しくは、お住まいの市町役場にご相談ください。

また国の制度に基づき支援を受ける場合は、県の制度と重複して支援を受けることは、できません。

(注2) 被災者生活再建支援制度の申請期限は、次のとおり定められていますので、申請もれないようご注意ください。

基礎支援金（平成24年10月1日まで） 加算支援金（平成26年10月1日まで）

(注3) 全壊には、半壊解体・敷地被害解体を含みます。

(注4) 基礎支援金は、該当する住宅の被害程度に応じて、いずれか1つの区分額が支援額になります。

(注5) 加算支援金は、住宅再建方法（「建設・購入」「補修」「賃借」の3区分）により異なります。複数の方法（区分）が該当する場合は、それらの中の最も高い区分の額が最終的な支援額になります。

表内の「-」部は、支援制度の対象外となります。

【お問い合わせ先】

お問い合わせ窓口	電話番号
三重県 防災危機管理部防災対策室	059-224-2189
津市 福祉政策課	059-229-3283
伊勢市 生活支援課	0596-21-5557
尾鷲市 福祉保健課	0597-23-8201
熊野市 福祉事務所社会福祉係	0597-89-4111 (内線164)
大台町 町民福祉課	0598-82-3783
度会町 総務課	0596-62-1111
大紀町 健康福祉課	0598-86-2216
紀北町 危機管理課	0597-32-3904
御浜町 健康福祉課	05979-3-0515
紀宝町 福祉課	0735-33-0339

その他住宅復興に関する支援措置

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
三重県被災者住宅復興資金貸付金利子補給制度	<p>台風12号による被災により自ら居住していた住宅に被害を受け、住宅の再建(建設・購入・補修)のために必要な資金を借り入れる方に対し、借入金の利子の一部を補助します。 ※被災(り災)証明書などの書類が必要です。</p> <p>【申請窓口】 市町担当課</p> <p>【対象者】 平成23年9月の台風12号で被災した、自ら居住する住宅の再建を必要とする方で、①、②のいずれかに該当する方</p> <p>① 独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の貸付を受ける方 ② り災日から2年以内に住宅金融支援機構以外の金融機関で貸付を受ける方</p> <p>建設・購入の対象は、り災証明書が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の方です。</p> <p>【利子補給対象借入限度額】 住宅の建設・購入(新築) : 耐火・準耐火等1,460万円、木造1,400万円 住宅の購入(中古) : 耐火・準耐火等1,160万円、木造950万円 住宅の補修 : 耐火・準耐火等640万円、木造590万円</p> <p>【補助金額】 借入金の利子の5年間分の2/3を県が補助します(借り入れの日における住宅金融支援機構の利率が上限になります)</p> <p>【補助期間】 借り入れの日から5年間</p> <p>【申込の際に必要な書類】 り災証明書、融資の契約書、5年間の利子総額算出計算書 他(詳しくはお問い合わせください)</p>	県土整備部 住宅室	059-224-2720

資金融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
生活福祉資金貸付制度(災害援護資金貸付)	<p>台風12号による被災により、生活に困窮されている方に、困窮から回復するための資金の貸付を次の基準で行います。</p> <p>※被災(り災)証明書の提出が必要になります。</p> <p>【貸付対象】 低所得世帯(世帯全体の収入が生活保護費の2倍以内)</p> <p>【貸付内容】 災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費であり、住宅復旧経費、家財道具等の購入経費、主たる生計手段である田畑・工場・倉庫等の復旧経費など。</p> <p>【貸付限度額】 150万円(福祉費(住宅)との重複貸付の場合は350万円) 連帯保証人:原則必要(申請者と別世帯の世帯主で65歳未満の所得税課税者)</p> <p>【貸付利率】 無利子(連帯保証人がない場合は1.5%)</p> <p>【据置期間】 6か月以内</p> <p>【償還期間】 7年以内(据置期間を含む)</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用外となります。 ・貸付には民生委員や市町社会福祉協議会の指導等が伴います。 ・すでに購入・発注・契約等をしている場合は対象外となります。 ・実施主体は、三重県社会福祉協議会です。 	健康福祉部 社会福祉室	059-224-2256

資金融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
母子及び寡婦福祉資金(住宅資金)貸付事業	<p>台風12号による被害を受けた母子及び寡婦世帯に対し、次の基準で住宅資金の貸付並びに支払期日に償還することが著しく困難な方に対する償還金1年以内の猶予を行います。 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。</p> <p>○住宅資金の貸付にかかる支援 【貸付対象】 住宅被害を受けた母子家庭の母・寡婦 【貸付限度額】 200万円 【貸付利率】 無利子(連帯保証人がない場合は1.5%) 【据置期間】 被害の種類及び程度に応じて、6か月～2年以内 【償還期間】 据え置き期間経過後、7年以内 ○償還金の支払猶予 【猶予対象】 全資金 【手続等】 管轄福祉事務所へ猶予申請が必要です。</p>	健康福祉部 こども家庭室	059-224-2271
農業経営改善促進資金(スーパーS資金)	<p>農業経営改善促進資金(スーパーS資金) 【貸付対象者】認定農業者 【資金使途】短期運転資金 【償還期限】1年以内 【貸付限度額】個人500万円 法人2,000万円 【貸付利率】1.50%(平成23年10月20日現在 毎月利率改定有り)</p>	農水商工部 農業経営室	059-224-2354

資金融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
農業近代化資金	<p>農業近代化資金</p> <p>【貸付対象者】認定農業者、その他担い手</p> <p>【資金使途】農畜舎等の建設、農機具の購入</p> <p>【償還期限】15年以内(据置期間 融資対象に応じて2年～7年以内)</p> <p>【貸付限度額】</p> <p>認定農業者:個人1,800万円 法人3,600万円</p> <p>その他担い手、認定農業者で上記貸付限度額を超えた方:個人1,800万円(特認2億円) 法人2億円</p> <p>【貸付利率】(平成23年10月20日現在 毎月利率改定有り)</p> <p>認定農業者:0.55～1.15%</p> <p>その他担い手:1.30%</p> <p>※平成23年度については、認定農業者の方は一定の条件のもとで貸付当初5年間無利子になります。</p> <p>※既往債務については、償還猶予等の措置あり。</p>	農水商工部 農業経営室	059-224-2354

資金融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
日本政策金融公庫資金	<p>農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 【貸付対象者】認定農業者 【資金使途】農畜舎等の建設、農機具の購入、農地の整備 【償還期限】25年以内(据置期間10年以内) 【貸付限度額】個人:1億5千万円 法人:5億円 【貸付利率】0.55~1.30%(平成23年10月20日現在 毎月利率改定あり) ※平成23年度については、認定農業者の方は一定の条件のもとで貸付当初5年間無利子になります。 ※既往債務については、償還猶予等の措置あり。</p>	<p style="text-align: center;">農水商工部 農業経営室</p> <p style="text-align: center;">環境森林部 森林・林業経営室</p>	059-224-2354
	<p>経営体育成強化資金 【貸付対象者】認定農業者以外の担い手 【資金使途】農畜舎等の建設、農機具の購入、農地の整備 【償還期限】25年以内(据置期間3年以内) 【貸付限度額】個人:1億5千万円 法人:5億円 【貸付利率】1.30%(平成23年10月20日現在 毎月利率改定有り) ※既往債務については、償還猶予等の措置あり。</p>		059-224-2563
	<p>農林漁業施設資金(災害復旧) 【貸付対象者】農業、林業、水産業を営む方 【資金使途】農畜舎の復旧、果樹の改植又は補植費用等 【償還期限】15年以内又は25年以内(据置期間3年以内又は10年以内) 【貸付限度額】負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額 【貸付利率】0.55~1.30%(平成23年10月20日現在 毎月利率改定あり) ※被災内容を証明する書類等が必要となります。 ※既往債務については、償還猶予等の措置あり。</p>		

資金融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
日本政策金融公庫資金	<p>農林漁業セーフティネット資金 【貸付対象者】認定農業者等被災した農林漁業者 【資金用途】経営の維持安定に必要な運転資金</p> <p>【償還期限】10年以内(据置期間3年以内) 【貸付限度額】 600万円 又は簿記記帳を行っている場合、年間経営費等の3/12 【貸付利率】 0.55%~0.75%(平成23年10月20日現在 毎月利率改定あり) ※被災内容を証明する書類等が必要となります。 ※既往債務については、償還猶予等の措置あり。</p>	<p>農水商工部 農業経営室 水産経営室</p> <p>環境森林部 森林・林業経営室</p>	<p>059-224-2354 059-224-2606</p> <p>059-224-2563</p>
日本政策金融公庫資金	<p>農林漁業セーフティネット資金(農業者向け利子助成制度) 【対象資金】 平成23年9月5日以降に貸付決定が行われ、平成24年3月末までに県の利子助成承認を受けた農林漁業セーフティネット資金 【利子助成対象者】 平成23年台風12号による被害を受け、農業経営の維持安定を図るため、農林漁業セーフティネット資金を借り入れる県内農業者 【資金用途】農業経営の維持安定に必要な運転資金 【償還期限】10年以内(据置期間3年以内) 【貸付限度額】 600万円 又は簿記記帳を行っている場合、年間経営費等の3/12 【貸付利率】0.55%~0.75%(平成23年10月20日現在 毎月利率改定あり)</p> <p>【利子助成内容】 農林漁業セーフティネット資金の貸付利率について、1/2以内(小数点以下第2位未満切り捨て)で貸付当初5年間に限り利子助成(上限:0.5%)を行う。 ※被災内容を証明する書類等が必要となります。</p>	<p>農水商工部 農業経営室</p>	<p>059-224-2354</p>

資金融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
林業・木材産業改善資金	<p>林業・木材産業改善資金</p> <p>【貸付対象者】林業に携わっている方及び木材製造業、木材卸売業、木材市場業を営んでいる方</p> <p>【資金使途】施設等の整備、林業機械の購入等</p> <p>【償還期限】10年以内(据置期間 最長3年)</p> <p>【貸付限度額】林業:個人 1,500万円 会社 3,000万円 団体 5,000万円 木材産業: 1億円</p> <p>【貸付利率】無利子</p> <p>【その他】既往債務については、償還猶予の措置があります。</p>	環境森林部 森林・林業経営室	059-224-2563
木材産業等高度化推進資金	<p>木材産業等高度化推進資金</p> <p>【貸付対象者】森林所有者、市場開設者、数人共同の事業体、木材製造業を営む方等</p> <p>【資金使途】立木購入代金、素材・製材等購入代金、間伐材等の素材生産(加工含)資金、木材の加工を行うのに必要な資金等</p> <p>【償還期限】1年～5年以内(据置期間 1年以内)</p> <p>【貸付限度額】5,000万円～5億円(各資金の種類により異なる)</p> <p>【貸付利率】1.30～1.80%(各資金の種類により異なる)</p> <p>【その他】既往債務については、償還猶予の措置があります。 借入には、合理化計画を作成し、三重県知事の認定を受ける必要があります。</p>	環境森林部 森林・林業経営室	059-224-2563

資金融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
漁業近代化資金 (特定資金:災害資金)	漁業近代化資金(災害資金、設備資金) 東日本大震災による津波で被害を受け、再度台風12号で被害を受けた漁業者等を対象に、利子助成の上乗せ及び償還期間の延長など融資条件の緩和を行い、災害復旧のために必要な資金を融資します。 【融資機関】 三重県信用漁業協同組合連合会 【資金使途】 ①災害資金 災害復旧に必要な漁業施設の修繕費、再生産費、購入未払金 ②設備資金 漁船の購入、養殖施設等の整備等 【貸付対象者】 台風12号の被害を受けた漁業者のうち、東日本大震災による津波で被害を受けるなど一定の要件に適合する方 ※被災内容を証明する書類等が必要となります。 【融資限度額】 ①災害資金 個人600万円以内 法人1,200万円以内 ②設備資金 経営形態に応じて 1,800万円～3億6,000万円 【貸付利率】 0.65%(基準金利2.55%-県利子補給1.90%) ※基準金利は平成23年10月20日現在 毎月利率改定あり ※通常1.3%のところ県利子助成0.65%上乗せ 【償還期間】 ①災害資金 10年以内(うち据置3年以内) ※通常は5年以内(うち据置1年以内) ②設備資金 資金用途に応じて5～20年以内(うち据置1～3年以内) 【問合せ先】 三重県信用漁業協同組合連合会の本支店・出張所	農水商工部 水産経営室	059-224-2606
台風12号関連災害復旧資金	・災害関係保証の対象地域(熊野市・紀宝町) 被災中小企業を対象に復旧に必要な運転資金、設備資金を借入れられる「台風12号関連災害復旧資金」を創設。 貸付限度額 8,000万円 貸付期間 10年以内(据置期間1年以内) 貸付利率 金融機関所定 信用保証料率 0.50% 実施期間 平成23年10月3日～平成24年3月25日 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。	農水商工部 金融経営室	059-224-2447
三重県中小企業融資制度「リフレッシュ資金」	・災害関係保証の対象地域以外の県内全域 保証料率を引き下げるとともに、限度額の引き上げや返済期間の延長などを行い、被災中小企業者を対象に復旧のために緊急に必要な設備資金及び運転資金を融資します。 貸付限度額 8,000万円 貸付期間 10年以内(据置期間1年以内) 貸付利率 金融機関所定 信用保証料率 0.35～1.40% 実施期間 平成23年10月3日～平成24年3月25日 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。	農水商工部 金融経営室	059-224-2447

資金融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
三重県高等学校等修学奨学金	<p>高等学校及び高等専門学校に在学する生徒のうち台風12号による被災により、修学が困難となった方に、次の措置を行います。</p> <p>※ 熊野市、紀宝町、御浜町に保護者が居住する方は、被災(り災)証明書の提出が必要になります。</p> <p>※ その他の地域に保護者が居住する方は、全壊又は半壊の被災(り災)証明書の提出が必要になります。</p> <p>1 貸与に必要な収入審査の簡略化 奨学金の貸与にあたっては、本来、同一の世帯に属する全ての者の収入の合計額が、生活保護基準の2.0倍以下であることが必要ですが、被災した事実が明らかな場合は収入審査を不要とします。</p> <p>2 返還猶予 奨学金を返還中の方に対し、申請に基づき、被災した時点から最大1年間までの返還猶予を行いません。</p> <p>(参考)三重県高等学校等修学奨学金 貸与額(次のいずれかを選択)</p> <p>(1)修学費(月額)</p> <p>ア 国公立 8,000円、13,000円、18,000円、23,000円 イ 私立 20,000円、25,000円、30,000円、35,000円</p> <p>(2)修学支度費(入学一時金)</p> <p>ア 国公立 40,000円、80,000円 イ 私立 50,000円、100,000円</p>	教育委員会事務局 予算経理室	059-224-2940

資金融資

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
三重県高等学校 定時制課程及び 通信制課程修学 奨励金	<p>三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金につきまして、今年度はすでに受付を終了しておりますが、台風12号による被災により、修学が困難となった方については、今年度中、修学奨励金の貸与を申請することができます。なお、貸与対象者の要件については変更はありません。</p> <p>※被災(り災)証明書の提出が必要になります。</p> <p>【対象者】 次に掲げる事項のすべてに該当する方</p> <p>一 保護者が三重県内に住所を有する者であること。(貸与を受けようとする者が未成年でない場合は、次のいずれかに該当すること。)</p> <p>イ 当該貸与を受けようとする者が保護者であった者との生計に属する場合は、当該保護者であった者が県内に住所を有すること。</p> <p>ロ 当該貸与を受けようとする者が保護者であった者との生計に属していない場合は、当該貸与を受けようとする者が県内に住所を有すること。</p> <p>二 三重県内の定時制課程又は通信制課程に在学している者(法第五十四条第三項の規定による文部科学大臣の承認に係る監督庁の認可を受けた通信制課程に在学する者にあつては、三重県内に住所を有する者)であること。</p> <p>三 通信制課程又は定時制の課程のうち単位制課程に在学する者については、四年以内で卒業に至ると認められる者であつて、年間十八単位以上の単位数を履修している者であること。ただし、学校で別に履修方法を定めている場合にあつては、それに従い履修している者であること。</p> <p>四 経常的収入を得る職業に就いている者であること。</p> <p>五 同一の世帯に属するすべての者の収入の合計額が、生活保護法基準の1.5倍以下であること。</p> <p>【貸与額】 月額 18,000円</p> <p>※修学奨励金返還の猶予 貸与者が中途退学した場合は返還が必要になりますが、貸与期間の終了後に被災されている場合、申請に基づき、被災された時点から1年間までの返還猶予を行います。</p>	教育委員会事務局 高校教育室	059-224-3002

各種手数料の減免措置

①各種免許証等の再発行手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
1-1	消防、火薬、高圧ガス及び電気関係の再交付手数料の減免	被災により免状等の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	防災危機管理部 消防・保安室	059-224-2183
1-2	准看護師の免許証再交付手数料の減免	被災により准看護師免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 医療政策室	059-224-2337
1-3	保健婦の免状再交付手数料の減免	被災により保健婦免状の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 医療政策室	059-224-2337
1-4	看護婦免状又は看護人の免状再交付手数料の減免	被災により看護婦免状又は看護人免状の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 医療政策室	059-224-2337
1-5	受胎調節実地指導員指定証等再交付手数料の減免	被災により指定証・標識の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 こども家庭室	059-224-2248
1-6	調理師免許再交付手数料の減免	被災により調理師免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343
1-7	製菓衛生師免許証再交付手数料の減免	被災により製菓衛生師免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343
1-8	栄養士免許証再交付手数料の減免	被災により栄養士免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 健康づくり室	059-224-2294
1-9	介護支援専門員証再交付手数料の減免	被災により介護支援専門員証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 長寿社会室	059-224-3327
1-10	保育士登録証再交付手数料の減免	被災により保育士登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 こども家庭室	059-224-2268
1-11	クリーニング師免許証再交付手数料の減免	被災によりクリーニング師免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343

各種手数料の減免措置

①各種免許証等の再発行手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
1 - 12	診療エックス線技師免許証再交付手数料の減免	被災により診療エックス線技師免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 医療政策室	059-224-2337
1 - 13	大麻取扱者免許証再交付手数料の減免	被災により大麻取扱者免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1 - 14	毒物劇物販売業登録票再交付手数料の減免	被災により毒物劇物販売業登録票の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1 - 15	覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証再交付経由手数料の減免	被災により覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付申請の経由に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1 - 16	覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証再交付手数料の減免	被災により覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1 - 17	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者免許証又は向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付手数料の減免	被災により麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者免許証又は向精神薬試験研究施設設置者登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1 - 18	（薬事法に基づく）配置販売従事者身分証明書再交付手数料の減免	被災により配置販売従事者身分証明書の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330

各種手数料の減免措置

①各種免許証等の再発行手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
1-19	（薬事法に基づく）販売従事登録証再交付手数料の減免	被災により販売従事登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1-20	医薬品等製造販売業等許可証再交付手数料の減免	被災により医薬品等製造販売業等許可証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1-21	薬局開設等許可証再交付手数料の減免	被災により薬局開設等許可証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1-22	（薬事法に基づく）登録販売者試験合格証再交付手数料の減免	被災により登録販売者試験合格証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
1-23	特定動物飼養許可証再交付申請手数料の減免	被災により特定動物飼養許可証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343
1-24	動物取扱業登録証再交付申請手数料の減免	被災により動物取扱業登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343
1-25	職業訓練指導員免許再交付手数料の減免	被災により職業訓練指導員免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	生活・文化部 勤労・雇用支援室	059-224-2465
1-26	技能検定合格証書再交付手数料の減免	被災により技能検定合格証書の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	生活・文化部 勤労・雇用支援室	059-224-2465
1-27	狩猟免許再交付手数料の減免	被災により狩猟免許の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	環境森林部 自然環境室	059-224-2578
1-28	生産事業者の登録証の再交付手数料の減免	被災により（林業用種苗）生産事業者の登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	環境森林部 森林保全室	059-224-2573
1-29	二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付手数料の減免	被災により免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	県土整備部 建築開発室	059-224-2708

各種手数料の減免措置

①各種免許証等の再発行手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
1 - 30	計量検定所における検定手数料等の減免	被災者を対象に装置検査手数料、燃料油メーター、質量計の検定手数料、計量証明事業登録証再交付手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 三重県計量検定所	059-223-5075
1 - 31	道路使用許可証再交付手数料の減免	被災により許可証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成23年9月2日から平成24年8月31日まで	警察本部 交通規制課	059-222-0110
1 - 32	自動車保管場所証明書・標章再交付手数料の減免	被災により自動車保管場所証明書・標章の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成23年9月2日から平成24年3月30日まで	警察本部 交通規制課	059-222-0110
1 - 33	運転免許証再交付手数料（第一種・二種）（仮運転免許）の減免	被災により免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成23年9月2日から平成23年12月28日まで	警察本部 運転免許センター	059-229-1212
1 - 34	教育職員免許状再交付手数料・有効期間更新証明書等再交付手数料の減免	被災により免許状・証明書の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	教育委員会 人材政策室	059-224-2959
1 - 35	通訳案内士登録証再交付手数料の減免	被災により通訳案内士登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 観光・交流室	059-224-2847
1 - 36	家畜商免許証再交付手数料の減免	被災により免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 農畜産室	059-224-2541
1 - 37	家畜人工授精師免許証再交付手数料の減免	被災により免許証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 農畜産室	059-224-2541
1 - 38	動物用医薬品販売業等許可証書再交付手数料の減免	被災により許可証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 農畜産室	059-224-2544
1 - 39	高度管理医療機器の販売業又は賃貸許可再交付申請手数料の減免	被災により許可証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 農畜産室	059-224-2544
1 - 40	家畜市場登録証再交付手数料の減免	被災により登録証の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 農畜産室	059-224-2541

各種手数料の減免措置

①各種免許証等の再発行手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
1 - 41	漁船登録票再交付手数料の減免	被災により登録票の再交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	農水商工部 水産資源室	059-224-2590
1 - 42	一般旅券発給手数料（三重県分）の減免	被災により一般旅券（パスポート）を紛失等したことに伴い、新たに一般旅券の発給を申請する場合、一般旅券発給に係る手数料のうち、三重県分（2,000円）を全額免除します。 ※被災（り災）証明書及び紛失一般旅券等届出書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	生活・文化 国際室	059-222-5980

各種手数料の減免措置

②被災者の営業再開等に係る許可等手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
2-1	医療法による開設等許可手数料の減免（病院、診療所、助産所）	病院、診療所、助産所が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための医療法の手続きに関する手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 医療政策室	059-224-2337
2-2	薬事法に係る許可申請手数料の減免	薬局等が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための薬事法の手続きに関する手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
2-3	毒物及び劇物取締法に係る登録申請手数料の減免	営業所等が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための毒物及び劇物取締法の手続きに関する手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
2-4	麻薬及び向精神薬取締法に係る免許申請手数料の減免	薬局等が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための麻薬及び向精神薬取締法の手続きに関する手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
2-5	大麻取締法に係る免許申請手数料の減免	施設が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための大麻取締法の手続きに関する手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
2-6	覚せい剤取締法に係る指定申請手数料の減免	施設が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための覚せい剤取締法の手続きに関する手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2330
2-7	（食品衛生法に基づく）食品営業許可申請手数料の減免	被災により食品営業許可の取り直しが必要となった場合に許可申請に係る手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343
2-8	生活衛生関係営業にかかる手数料の減免	被災により施設の新築又は許可取り直しとなる程度の変更を伴う営業再開及び仮店舗での営業再開に係る手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343

各種手数料の減免措置

②被災者の営業再開等に係る許可等手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
2 - 9	特定動物飼養許可申請手数料および特定動物飼養変更許可申請手数料の減免	被災により要した飼養施設の移転および変更にかかる手続きの手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343
2 - 10	動物取扱業登録申請手数料の減免	飼養施設の被災により営業の継続ができず、同一敷地以外の場所で営業を再開する場合の登録申請手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343
2 - 11	化製場及び死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料の減免	施設が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための化製場及び死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料を全額免除します（移転、建て替え等の新規開設する場合も含む）。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343

各種手数料の減免措置

③被災した建築物の復旧等に係る手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
3 - 1	建築許可等申請及び建築確認申請等手数料の減免	被災により住宅等の建築を行う際に必要となる建築許可等申請、建築確認申請、中間検査申請及び完了検査申請にかかる手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	県土整備部 建築開発室	059-224-2752 059-224-2709
3 - 2	開発行為許可申請手数料等の減免	1. 災害救助法の適用地域に限り、宅地開発等を行う際に必要となる開発行為許可申請等にかかる手数料を全額免除します。 2. 被災により宅地開発等を行う際に必要となる開発行為許可申請等に係る手数料を全額免除します。 ※2の場合は被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	県土整備部 建築開発室	059-224-3087

各種手数料の減免措置

④ 県立学校等の入学料等の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
4-1	高等学校入学選抜手数料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の入学選抜手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年4月末日まで	教育委員会事務局予算経理室	059-224-2940
4-2	高等学校入学料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の入学料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年4月末日まで	教育委員会事務局予算経理室	059-224-2940
4-3	津高等技術学校入校選抜手数料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の入校選抜手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	生活・文化部津高等技術学校	059-234-2839
4-4	津高等技術学校入校料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の入校料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年4月末日まで	生活・文化部津高等技術学校	059-234-2839
4-5	公衆衛生学院受験手数料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の受験手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成24年度入学に係る入学願書の提出時	健康福祉部健康づくり室	059-224-2334
4-6	公衆衛生学院入学料の減免	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の入学料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成24年度入学に係る入学手続き時	健康福祉部健康づくり室	059-224-2334
4-7	高等学校授業料の減免（専攻科のみ）	被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の授業料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。 また、被災により居住する家屋が、床上浸水等の被害を受け、その家財道具等の大半について損害があり、かつ市町村民税の所得割額が教育長が定める額未満となる世帯に属する生徒の授業料を1/2に減額します。 ※所得課税証明書等の提出が必要となります。	申請日の翌月から平成24年9月末日まで	教育委員会事務局予算経理室	059-224-2940

各種手数料の減免措置

④ 県立学校等の入学料等の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
4 - 8	津高等技術学校授業料の減免	<p>被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の授業料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。</p> <p>また、被災により居住する家屋が、床上浸水等の被害を受け、その家財道具等居住用資産の大半について損害があり、かつ市町村民税の所得割額が知事が定める額未満となる世帯に属する生徒の授業料を1/2に減額します。 ※所得課税証明書等の提出が必要となります。</p>	平成23年10月1日から平成24年9月末日まで	生活・文化 津高等技術学校	059-234-2839
4 - 9	公衆衛生学院授業料の減免	<p>被災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた世帯に属する生徒の授業料を免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。</p> <p>また、被災により居住する家屋が、床上浸水等の被害を受け、その家財道具等居住用資産の大半について損害があり、かつ市町村民税の所得割額が知事が定める額未満となる世帯に属する生徒の授業料を1/2に減額します。（ただし6ヶ月を越えない期間） ※所得課税証明書等の提出が必要となります。</p>	平成23年10月1日から平成24年9月末日まで	健康福祉部 健康づくり室	059-224-2334

各種手数料の減免措置

⑤ その他手数料の減免

番号	使用料・手数料等に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）	特例措置の実施時期・期間等	お問い合わせ先	電話番号
5 - 1	長期優良住宅建築等計画の認定申請等手数料の減免	被災者に対して、長期優良住宅建築等計画の認定等を申請する場合の手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	県土整備部 住宅室	059-224-2720
5 - 2	自動車保管場所証明書・標章交付申請手数料の減免	被災により新たに自動車保管場所を確保する際に必要とする自動車保管場所証明書・標章交付申請に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成23年9月2日から平成24年3月30日まで	警察本部 交通規制課	059-222-0110
5 - 3	道路使用許可申請手数料の減免	被災により住宅建築等を行う際に必要とする道路使用許可申請にかかる手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	平成23年9月2日から平成24年8月31日まで	警察本部 交通規制課	059-222-0110
5 - 4	歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料の減免	被災により歯科技工士免許の申請に歯科技工士国家試験合格証明書の添付を要する場合の同証明書の交付に要する手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 健康づくり室	059-224-2294
5 - 5	保健所手数料条例に基づく文書手数料の減免	被災により再発行のできない文書（営業許可書等）を紛失し、保健所から証明書の交付を受ける際の手数料を半額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 健康福祉総務室	059-224-2238
5 - 6	飼養返還手数料の減免	災害救助法適用地域内で飼養していた犬または猫で、被災により逸走したと認められる犬または猫を返還する場合の手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。	被災した日から平成24年3月末日まで	健康福祉部 薬務食品室	059-224-2343

県税の減免措置

○ 県税の減免について

県税に関する特例措置	特例措置の概要（対象となる方・適用要件等）
個人県民税	いったん課税された税金のうち、まだ納期限のきていない税金で、個人の市町村民税が減免されたときに、県民税についても同じ割合で減免の措置があります。
個人事業税	いったん課税された税金のうち、まだ納期限のきていない税金で、事業用資産や生活に必要な資産について損害を受けた場合には、減免の措置があります。
不動産取得税	災害により滅失または損壊した不動産に代わる不動産を3年以内を取得したとき、不動産を取得した日から6か月以内に災害により不動産が滅失、損壊したときには減免の措置があります。
自動車取得税	災害により滅失または損壊（修理不可能なものに限る。）した自動車に代わる自動車を、災害を受けた日から3か月以内を取得したときには減免の措置があります。
自動車税	災害により損壊した自動車を復元するために要する費用が、代替りの同種同型の新車を購入する場合の購入価格の1/5を超えるときには、減免の措置があります。 ※災害を受けた日の属する当該年度分が対象となります。

○ 納税の猶予について

災害により、一時に納税ができないときには、申請により1年以内の期間に限り納税を猶予する制度です。この場合、災害による猶予期間の延滞金が免除されます。

○ お問い合わせ先（申請には、り災証明等の添付書類が必要ですので、事前にお問い合わせください。）

県税事務所	所 管	電話番号	
		減免制度	納税の猶予
桑名県税事務所	桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡	0594-24-3613～3614	0594-24-3611～3612
四日市県税事務所	四日市市、三重郡	059-352-0576～0577	059-352-0575
鈴鹿県税事務所	鈴鹿市、亀山市	059-382-8662	059-382-8660～8661
津総合県税事務所	津市	059-223-5024～5027	059-223-5020～5022, 5033
松阪県税事務所	松阪市、多気郡	0598-50-0511	0598-50-0510
伊勢県税事務所	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡	0596-27-5129, 5132	0596-27-5127
伊賀県税事務所	名張市、伊賀市	0595-24-8024	0595-24-8020
紀州県税事務所	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡	0597-23-3419	0597-23-3417, 3420
	熊野市、南牟婁郡	0597-23-3419	0597-89-6109
自動車税事務所	県内全域（自動車取得税及び自動車税の減免のみ）	059-223-5042～5043	

その他特例措置

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
三重県保健師助産師看護師等修学資金	台風12号による被災により、修学資金の返還が困難になった方に対し、返還免除もしくは返還猶予を行います。 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。	健康福祉部 医療政策室	059-224-2337
三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金	台風12号による被災により、修学資金の返還が困難になった方に対し、返還猶予を行います。 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。	病院事業庁 県立病院経営室	059-224-2348
三重県医師修学資金	台風12号による被災により、修学資金の返還が困難になった方に対し、返還免除もしくは返還猶予を行います。 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。	健康福祉部 医療政策室	059-224-2326
心身障害者扶養共済制度掛金の減免措置	台風12号による被災により、家屋に多大な被害を受けた方に対し、次の基準により掛金の減額免除を行います。 ※被災(り災)証明書の提出が必要になります。 【対象災害】 ① 床上浸水の場合 ② 住宅の屋根外壁内壁等の30%以上の損失もしくは滅失 【減額免除の内容】 平成23年10月分から平成24年6月分までの間における掛金について100分の50に相当する額を免除 【その他】 申請期限は当該事由の発生した日から60日を経過した日	健康福祉部 障害福祉室	059-224-2274
林業・木材産業改善資金	台風12号による被災により、死亡、負傷、又は施設被害を受けた方に対し、償還猶予(原則1年以内)を行います。 ※被災(り災)証明書等の提出が必要になります。	環境森林部 森林・林業経営室	059-224-2563
木材産業等高度化推進資金	台風12号による被災により、死亡、負傷、又は施設被害を受けた方に対し、償還猶予を行います。 ※被災(り災)証明書等の提出が必要になります。 ※各金融機関において個別に相談対応を行います。	環境森林部 森林・林業経営室	059-224-2563
特別相談窓口の設置	金融経営室内(Tel.059-224-2447)、三重県信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及び産業支援センターに被災中小企業等特別相談窓口を設置	農水商工部 金融経営室	059-224-2447

その他特例措置

支援制度名	制度概要	お問い合わせ先	電話番号
三重県中小企業 融資制度返済条 件の緩和措置	<p>県単融資制度を利用している被災中小企業者に対して、償還条件の緩和措置を実施します。</p> <p>対象者 平成23年9月1日以前に県単融資制度の資金を借入れた方で、台風12号による被害を受けた中小企業</p> <p>緩和措置 貸付期間の延長 6か月以内</p> <p>元本の償還猶予 6か月以内</p> <p>実施期間 平成23年9月9日～平成24年1月末</p>	農水商工部 金融経営室	059-224-2447